

## 治療用書類の申し込みについて

就学援助医療費の対象となる学校病で医療費援助を受けたい方は、必ず下の申込書を治療に行く前に学校へ提出してください。折り返し、病院へ提出する書類（治療依頼書）や病院や薬局で書いて頂く書類（診療報酬明細書及び請求書）を学校よりお渡しします。治療用書類申込書を提出する間がなく、治療を受けた場合は学校へご連絡ください。

### 〔注意事項〕

- \*治療が翌月も続く場合は、再度「診療報酬明細書及び請求書」の書類を病院や薬局へ提出しなければなりませんので、（翌月以降治療依頼書は不要）必ず学校へこの治療用書類申込書を提出してください。
- \*「治療依頼書」や「診療報酬明細書及び請求書」を病院や薬局へ持参しないと医療費援助が受けられない場合があります。
- \*もし学校より受け取られた書類を使用されなかった場合は、学校へ必ずお返しください。

きりとり

平成 年 月 日

### 治療用書類申込書

年 組 児童生徒氏名 保護者名

疾 病 名

病 院 名 住 所

薬 局 名 住 所

治療を受ける月日 月 日

必要な書類に○をしてください

- ( ) 治療依頼書（初回のみ必要です）
- ( ) 診療報酬明細書及び請求書
- ( ) 調剤報酬明細書及び請求書（薬局が病院外にある場合に必要です）

※ 書類のお届け方法( ・お子様便でよい ・ご家庭へ郵送 )

各学校の養護教諭(または担任)へ提出してください。